

令和5年3月

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課

特定の工事における旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領で定める
調査基準価格等算定の取扱いについて

次の対象工事について、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領で定める調査基準価格等の算定に係る工事価格構成費目の取扱いを次のとおり公表します。

1 対象工事

- (1) 北海道建設部土木工事積算要領（下水道編）に基づき設計価格の積算を行う建設工事のうち電気設備工事と機械設備工事
- (2) 北海道建設部土木工事積算要領（電気通信編）に基づき設計価格の積算を行う建設工事（ただし、鉄塔・反射板工事を除く）

2 工事価格構成費目の算定内容

(1) 上記1(1)に該当する工事

- ア 「直接工事費」は、「直接工事費」に機器費に10分の6を乗じて得た額を加えた額とする。
- イ 「共通仮設費」は、「共通仮設費」に機器費に10分の1を乗じて得た額を加えた額とする。
- ウ 「現場管理費」は、「現場管理費」に機器費に10分の2を乗じて得た額を加えた額に、「据付間接費」と「設計技術費」を加えた額とする。
- エ 「一般管理費等」は、「一般管理費等」に機器費に10分の1を乗じて得た額を加えた額とする。

(2) 上記1(2)に該当する工事

- ア 「直接工事費」は、「直接製作費」及び「直接工事費」の合計額とする。
- イ 「共通仮設費」は、「間接労務費」及び「共通仮設費」の合計額とする。
- ウ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」及び「機器間接費」の合計額とする。
- エ 「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」及び工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

土木工事 積算要領	費目	直接工事費 に区分	共通仮設費 に区分	現場管理費 に区分	一般管理費等 に区分
下水道編 (電気設備工事) (機械設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
				据付間接費	
設計技術費					
電気通信編 (一般工事)	機器単体費	機器単体費×0.6 (直接製作費)	機器単体費×0.1 (間接労務費)	機器単体費×0.2 (工場管理費)	機器単体費×0.1 (一般管理費等)
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等